

鳥取縣公報

第四百十五號

金曜日

昭和八年四月廿八日

告示

◆鳥取縣告示第百八十四號

家屋稅調查員氣高郡吉岡村竹内勝藏死亡シタルニ依リ昭和八年四月四日執行ノ之カ補充選舉會ニ於テ當選セル左記ノ者ニ對シ同年同月八日當選證書ヲ付與シタリ

昭和八年四月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

氣高郡吉岡村大字吉岡二百四十四番地

野 田 廣 藏

◆鳥取縣告示第百八十五號

家屋稅調查員野田山上村坪倉和吉失格シタルニ依リ昭和八年三月十二日執行ノ之カ補充選舉會ニ

00996

於テ當選セル左記ノ者ニ對シ同年四月十日當選證書ヲ付與シタリ

昭和八年四月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

日野郡山上村大字福壽實三十五番屋敷

池 田 金 三 郎

◆鳥取縣告示第百八十六號

昭和七年九月鳥取縣告示第三百九十號桑園整理改植助成金交付規程左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年四月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

第三條中「六月三十日」トアルヲ「三月三十一日」ニ改ム

第四條ヲ左ノ通改ム

00997

「助成金ノ交付ヲ受ケテ行フ桑園ノ整理及改植ハ翌年三月三十一日迄ニ之ヲ終了スベシ但シ特別ノ事由ニ依リ其ノ延期ヲ要スルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ」
第五條中「五月三十一日」トアルヲ「四月三十日」ニ改ム

附 則

本規程第三條ニ依ル申請書提出期限ハ昭和八年度ニ限リ五月三十一日迄トス
本規程第五條ニ依ル事業成績書提出期限ハ昭和七年度分ニ限リ五月二十日迄トス

◆鳥取縣告示第百八十七號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左記ノモノハ無効トス

昭和八年四月二十八日

鳥取縣知事 館 哲 二

記 號

番 號

被保險者氏名

工場所在地
工場ノ名稱

被保險者證
交付年月日

被保險者證
無効年月日

備

考

ほに	ほに	ほに	とね	と
七七六	七四三	七二一	八四	一一〇
松浦春子	本池セイ子	濱邊千枝子	山口エン	前川要
伯耆大山生 保責任 利用組合		西伯郡 大字蚊屋一	西伯郡外江村 合資會社	鳥取市西町 株式會社
昭八年九月一日	同 同	同 同	同 同	昭七年六月十六日
同 同	同 同	同 同	同 同	昭八年四月二十五日
同 年三月二十五日同	同 年三月九日同	同 年三月七日同	同 年十月二十七日同	昭七年八月一日資格喪失

昭和八年四月廿八日印刷
昭和八年四月廿八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町縣
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所